旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①一般社団法人日本移動教室協会　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1209号　④一般社団法人日本移動教室協会　東京都千代田区神田小川町二丁目６番12号　理事長　入江眞　⑤本社営業所　東京都千代田区神田小川町二丁目６番12号　⑥平成５年８月25日　⑨平成28年９月21日　⑩7000万円　⑪観光庁長官　⑫東京都千代田区神田小川町二丁目６番12号　一般社団法人日本移動教室協会　理事長　入江眞

Ｂ　①株式会社パームスプリングストラヴェルサービス（ＰＳＴＳ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5636号　④株式会社パームスプリングストラヴェルサービス　東京都中央区銀座八丁目14番５号　代表取締役　小島弘子　⑤本社　東京都中央区銀座八丁目14番５号銀座ＫＭビル１Ｆ　⑥平成17年７月14日　⑧平成27年７月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区銀座八丁目14番５号　株式会社パームスプリングストラヴェルサービス　代表取締役　小島弘子

Ｂ　①株式会社インターソル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3490号　④株式会社インターソル　東京都新宿区西新宿七丁目５番６号　代表取締役　大杉晃一　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿七丁目５番６号ダイカンプラザ756ビル801　⑥平成８年３月５日　⑧平成28年８月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿七丁目５番６号　株式会社インターソル　代表取締役　大杉晃一

Ｂ　①コンコルド株式会社（コンコルドツーリスト）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4293号　④コンコルド株式会社　東京都渋谷区代々木二丁目23番１号　代表取締役　雨宮良平　⑤本社営業所　東京都渋谷区代々木２－23－１ニューステイトメナー438　⑥平成９年９月18日　⑧平成28年９月６日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区代々木二丁目23番１号　コンコルド株式会社　代表取締役　雨宮良平

Ｂ　①株式会社トラベルＣＡＢＩＮ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2621号　④株式会社トラベルＣＡＢＩＮ　大阪市西区阿波座一丁目15番16号　代表取締役　山本忠男　⑤大阪駅前第２ビル店　大阪市北区梅田１丁目２－２大阪駅前第２ビルＢ２　⑥平成23年11月21日　⑧平成28年９月12日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市西区阿波座一丁目15番16号　株式会社トラベルＣＡＢＩＮ　代表取締役　山本忠男

Ｂ　①株式会社コンパス　②第２種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第２－188号　④株式会社コンパス　奈良県北葛城郡広陵町大字広瀬1305番地１　代表取締役　松本忠宏　⑤コンパスツーリストサービス　奈良県北葛城郡広陵町大字広瀬1305番地１　⑥平成23年８月９日　⑧平成28年８月８日　⑩1100万円　⑪奈良県知事　⑫奈良県北葛城郡広陵町大字広瀬1305番地１　株式会社コンパス　代表取締役　松本忠宏

Ｃ　①株式会社ＹＫＧトラベル　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－763号　④株式会社ＹＫＧトラベル　福岡県八女市室岡1302番地25　代表取締役　山下伸大　⑤久留米大学旅行センター　久留米市御井町1635　⑥平成24年11月28日　⑨平成25年５月30日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県八女市室岡1302番地25　株式会社ＹＫＧトラベル　代表取締役　山下伸大

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①髙勝観光株式会社　②第２種旅行業　③秋田県知事登録旅行業第２－29号　④髙勝観光株式会社　湯沢市小野字東堺95番地の１　代表取締役　高橋勝太郎　⑤本社営業所　湯沢市小野字東堺95番地の１　⑥昭和50年４月11日　⑦平成28年８月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①サトウトラベルサービス　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３－247号　④佐藤一仁　下新川郡入善町入膳5227－44　⑤本社営業所　下新川郡入善町入膳5227－44　⑥平成15年９月５日　⑦平成28年８月23日　⑧60万円　⑨300万円